



2025年2月26日

各 位

会 社 名 大日本塗料株式会社
代表者名 代表取締役社長 里 隆幸
(コード番号：4611 東証プライム)
問合せ先 取締役常務執行役員 管理本部長 永野 達彦
(TEL 06-6266-3102)

取締役等の役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2025年2月26日開催の取締役会において、取締役、執行役員の報酬制度を改定すること（以下、「本報酬制度改定」といいます。）を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本報酬制度改定に伴って、2025年6月24日開催予定の第142期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度における、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を改定する議案を付議する予定です。当該議案が本株主総会で可決ご承認いただけることを条件として、2025年4月時点における取締役等に対して支給する役員報酬から適用を開始いたします。

なお、本報酬制度改定は、独立社外取締役が過半数を占める取締役会の任意の諮問機関である報酬諮問委員会で審議を重ねた上で取締役会に答申し、決議したものです。

記

1. 本報酬制度改定の目的

優秀な経営人材を確保・維持するだけでなく、創立100周年を迎える2029年度におけるありたい姿として、業績面で連結売上高1,000億円、連結営業利益100億円を目標として掲げる中、持続的な成長を動機づけ、長期の経営効率向上を推進するインセンティブを拡大することで、企業価値の最大化を図ることを目的とした役員報酬制度とするものです。役員報酬制度の改定により、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、本制度を導入しております。

2. 本報酬制度改定の概要

本報酬制度改定の内容は、取締役等の報酬の構成比率及び、賞与および譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度における業績評価指標の見直しおよび譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度の改定となります。

(1) 取締役等の報酬構成比率及び報酬の水準の改定

現在の当社の取締役等の報酬は、以下3種類の報酬により構成しています。

- ① 現金報酬として役位別に支給額を決定している基本報酬（固定報酬）
- ② 短期的な業績と連動させた賞与
- ③ 中長期的な業績向上を目的とした自社株報酬（非金銭報酬等）

今回の改定では、上記の報酬構成を維持した上で、各報酬の構成比率について、外部専門機関による報酬市場調査データを参照して見直しを行います。構成比率については、業績連動報酬の比率を高め、短期及び中長期的な企業価値の最大化に向けた健全なインセンティブとなるよう、賞与および自社株報酬をより重視したものとします。

改定後の基本報酬、賞与及び自社株報酬の構成比率は、モデルケースにおいて以下を想定しています。

業績目標（標準）を達成した場合

（改定後）

報酬の種類	種類	対象者	付与内容(算定式)	付与方式	報酬構成	
					取締役 執行役員	社外取締役 監査役
①基本報酬	固定報酬	取締役・監査役	役位別基準額をもとに各人ごとに決定	毎月 現金支給	60%	100%
②賞与	短期業績 連動報酬	取締役 (社外取締役を除く)	役位別基準額×係数(連結業績評価(連結売上高・連結営業利益・NOPAT－ROE・DOE)×個人別貢献度評価)で決定	年1回 現金支給	20%	—
③自社株報酬 (非金銭報酬等)	中長期業績 連動報酬	取締役 (社外取締役を除く)	役位別基準額×係数(連結業績評価(連結売上高・連結営業利益・NOPAT－ROE・DOE)×個人別貢献度評価)で決定	年1回 自社株式支給 (譲渡制限付株式)	20%	—

なお実際に支給される報酬額は、連結業績評価の達成度と個人別貢献度評価の結果に応じて、賞与は50%～150%、自社株報酬は50%～150%変動いたします。

(2) 業績評価指標の見直し

企業価値の最大化および、中長期の経営計画目標の達成に向け、ビジョン2029と連動した新たな指標を導入します。

①賞与

従来の業績指標としている連結売上高、連結営業利益に加え、NOPAT-ROE、DOEの項目を導入いたします。

②自社株報酬

賞与と同様に従来の連結売上高、連結営業利益に加え、NOPAT-ROE、DOEの項目を導入いたします。

(3) 譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において、従来のストックオプションとしての新株予約権に関する株式報酬に代えて譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、同年6月29日開催の第138期定時株主総会において、金銭による報酬等の限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内、かつ割り当てる当社普通株式の総数を年86,000株以内として設定することを決議いただき現在に至ります。

本報酬制度改定により、業績連動報酬の報酬比率を従来よりも高め、かつ業績指標との連動幅を拡大することから、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額90百万円以内、かつ割り当てる当社普通株式の総数を年129,000株以内とし、本報酬制度に関わる報酬枠を増枠する議案を本株主総会に付議する予定です。

以上